

## 円奏会の運用実績

2018年7-9月期（以下、「当四半期」）の「円奏会」の騰落率（税引前分配金再投資ベース）は、**-0.2%**と6四半期ぶりのマイナスとなりました。マザーファンドごとの内訳では、日本株式と日本REITが上昇したものの、日本債券が下落し、ファンドのリターンを押し下げました。

この結果、「円奏会」の運用開始から2018年9月末までの累積リターンは**+33.8%**となり、通算の四半期騰落率\*では**18勝6敗**となりました。

当四半期の市場環境は、米中貿易摩擦への懸念や一部新興国通貨の急落などを受けて、渦中の米国を除いて概ね不安定な市場環境が続きました。

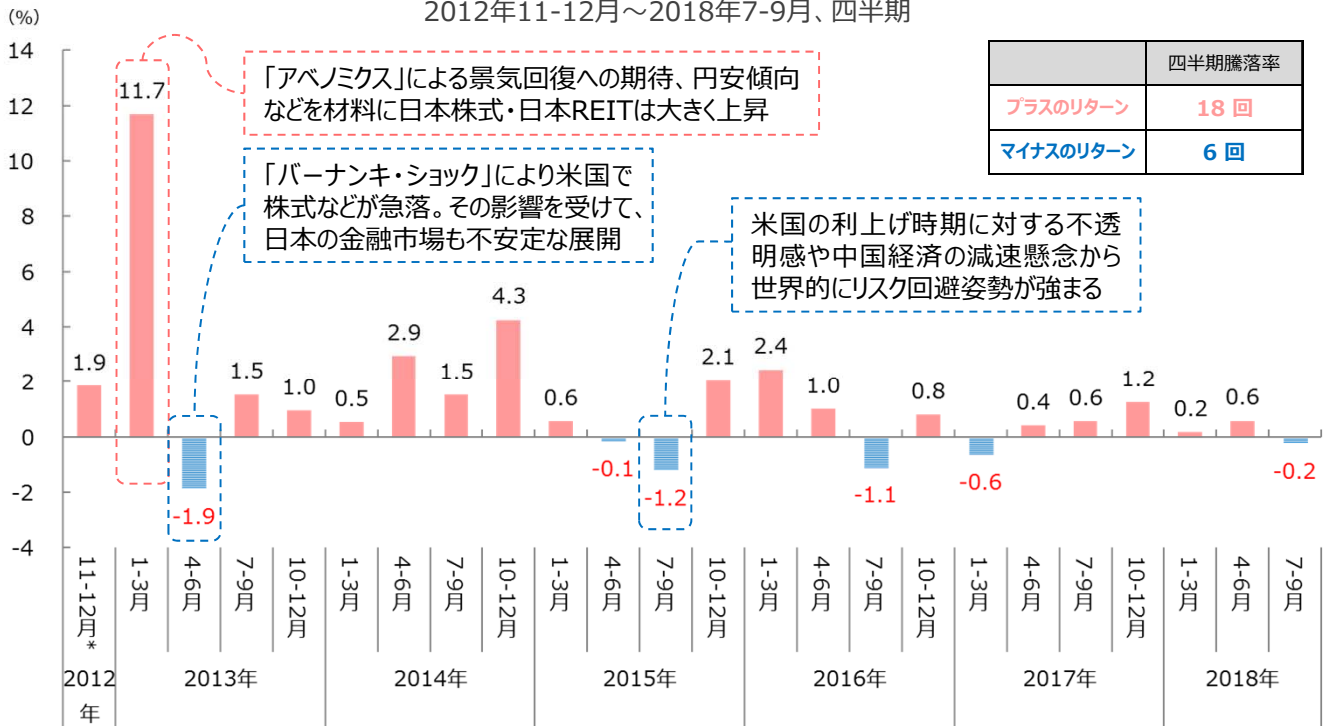
国内では、7月末に開催された日銀の金融政策決定会合において、“強力な金融緩和継続のための枠組み強化”が決定され、長期金利の変動幅拡大（従来の2倍程度）が容認されることとなりました。これを受けて、長期金利は0.1%を超える水準まで上昇（債券価格は下落）しました。

日本株式は、円安の進行や企業業績の改善期待から9月上旬以降大きく反発し、日経平均株価はバブル経済崩壊後の高値に迫りました。日本REITは、海外の動向に大きく左右されにくい特性などが注目され、引き続き堅調に推移しました。

不安定な市場環境が続いていますが、「円奏会」は、今後も、基準価額の変動リスクを一定水準に抑制することによって様々な市場環境に対応し、中長期的に安定した運用の実現を目指して参ります。

### 「円奏会」の四半期騰落率の推移

2012年11-12月～2018年7-9月、四半期



\* 四半期騰落率のうち、2012年11-12月は、設定日前営業日（2012年11月8日）を10,000円として、12月末までの騰落率としています。

※騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額を基に算出しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

## ファンドの主なリスクについて

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をご確認ください。

当ファンドは、主に株式、公社債およびREIT等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは**元本が保証されているものではありません**。委託会社の運用指図によって**信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します**。投資信託は**預貯金や保険と異なります**。当ファンドへの投資には、主に「**株価変動リスク**」、「**金利変動リスク**」、「**信用リスク**」、「**REITの価格変動リスク**」、「**流動性リスク**」等が想定され、これらの影響により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります**。

## ファンドの費用について

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をご確認ください。

### <購入時に直接ご負担いただく費用>

- ・購入時手数料 購入価額に**1.62% (税抜1.5%)**の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。

### <投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用>

- ・信託報酬 信託財産の純資産総額に対し、**年0.9072% (税抜0.84%)**の率を乗じて得た額
- ・その他の費用 監査報酬（純資産総額に対し、税込年率0.0108%（上限 年64.8万円））、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。（監査費用を除くこれらの費用は実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。）

当ファンドの手数料等の合計金額については、保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

## ファンドの関係法人 (作成日現在)

### ■ 販売会社 (最終ページの一覧をご確認ください)

投資信託説明書（目論見書）のご提供、募集・販売の取り扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払いなどを行います。

### ■ 委託会社

信託財産の運用指図などを行います。

### 東京海上アセットマネジメント株式会社

商号等 : 東京海上アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会 : 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

<http://www.tokiomarineam.co.jp/> サービスデスク 0120-712-016

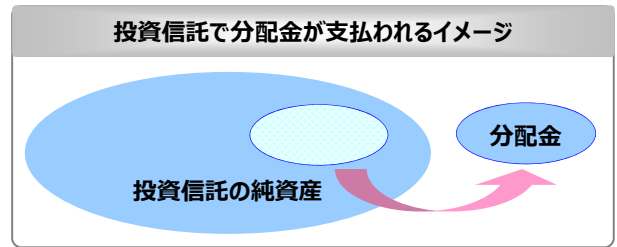
### <当資料をご利用にあたっての注意事項等>

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

【課税上は株式投資信託として取り扱われます。】

# 収益分配金に関する留意事項

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

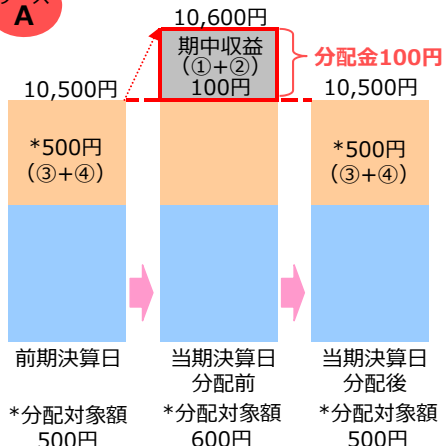


## 分配金と基準価額の関係（イメージ）

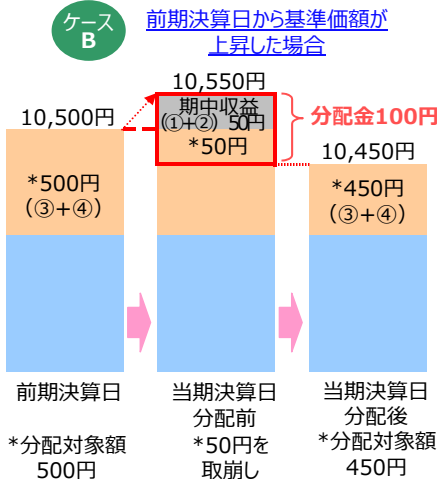
### ◇計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

### ◇計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

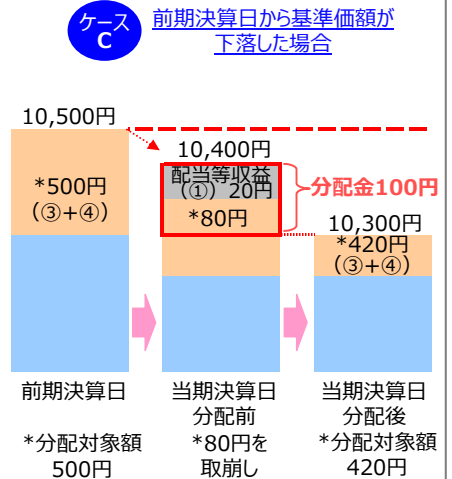
ケース A



ケース B



ケース C



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後） ②有価証券売買益・評価益（経費控除後） ③分配準備積立金 ④収益調整金

上図はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円

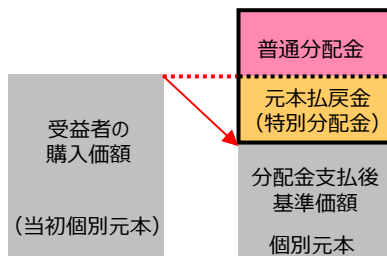
ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円

ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

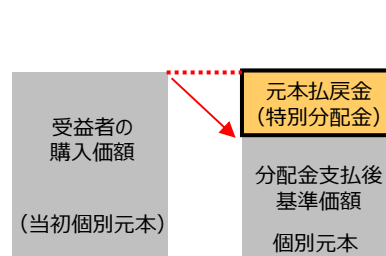
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### ◇分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

### ◇分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

# 販売会社一覧

(作成日現在)

商号 (五十音順)	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人第二種 金融商品取引業協会
株式会社 愛知銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第12号	○			
株式会社 あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第8号	○		○	
株式会社 青森銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第1号	○			
株式会社 足利銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第43号	○		○	
エーエス証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長 (金商) 第6号	○			
株式会社 SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第44号	○		○	○
株式会社 愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長 (登金) 第6号	○			
株式会社 大分銀行	登録金融機関 九州財務局長 (登金) 第1号	○			
岡崎信用金庫	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第30号	○			
おかやま信用金庫	登録金融機関 中国財務局長 (登金) 第19号	○			
株式会社 神奈川銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第55号	○			
株式会社 北日本銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第14号	○			
株式会社 紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第8号	○			
株式会社 京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第10号	○		○	
京都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第52号	○			
株式会社 きらやか銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第15号	○			
株式会社 熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長 (登金) 第6号	○			
こうぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長 (金商) 第43号	○			
株式会社 山陰合同銀行	登録金融機関 中国財務局長 (登金) 第1号	○			
株式会社 滋賀銀行	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第11号	○		○	
静銀ティール証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長 (金商) 第10号	○			
株式会社 七十七銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第5号	○		○	
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長 (金商) 第37号	○			
株式会社 常陽銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第45号	○		○	
株式会社 新生銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第10号	○		○	
株式会社 親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長 (登金) 第3号	○			
株式会社 仙台銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第16号	○			
株式会社 大光銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第61号	○			
株式会社 大東銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第17号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長 (金商) 第20号	○			
株式会社 千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第39号	○		○	
株式会社 千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第40号	○			
株式会社 中京銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第17号	○			
株式会社 中国銀行	登録金融機関 中国財務局長 (登金) 第2号	○		○	
株式会社 筑波銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第44号	○			
株式会社 東京スター銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第579号	○		○	
株式会社 栃木銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第57号	○			
株式会社 鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長 (登金) 第3号	○			
株式会社 南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第15号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第142号	○	○		○
株式会社 八十二銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第49号	○		○	
株式会社 百五銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第10号	○		○	
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長 (金商) 第134号	○			
株式会社 百十四銀行	登録金融機関 四国財務局長 (登金) 第5号	○		○	
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長 (金商) 第20号	○			
株式会社 広島銀行	登録金融機関 中国財務局長 (登金) 第5号	○		○	
フィアテ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第152号	○			
株式会社 福井銀行	登録金融機関 北陸財務局長 (登金) 第2号	○		○	
株式会社 福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長 (登金) 第7号	○		○	
株式会社 福岡中央銀行	登録金融機関 福岡財務支局長 (登金) 第14号	○			
株式会社 福島銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第18号	○			
碧海信用金庫	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第66号	○			
株式会社 北都銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第10号	○			
株式会社 北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長 (登金) 第3号	○		○	
株式会社 北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長 (登金) 第1号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○	
丸三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第167号	○			
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第33号	○		○	
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第181号	○	○		
株式会社 みなと銀行	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第22号	○		○	
株式会社 山形銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第12号	○			
株式会社 山梨中央銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第41号	○			
株式会社 ゆうちよ銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第611号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○	○
以下は、信用金庫 (取次登録金融機関) です。					
大阪信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第45号				
播州信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第76号	○			
姫路信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第80号	○			
兵庫信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第81号	○			
水戸信用金庫	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第227号				

【課税上は株式投資信託として取り扱われます。】